

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		退院命令
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
条 項		第 38 条の 7 第 2 項
所 管 課		保健衛生局保健部保健衛生総務課（電話：048-829-1294）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>未設定 (理由：処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないもので、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)</p> <p>参考（法律抜粋） 必要があると認めるときは、指定する 2 人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者（退院制限中の任意入院者、医療保護入院者、応急入院者）の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神科病院の管理者に対し、その者を退院することを命ずることができる。</p>
	備 考	